

大阪市告示第477号

大阪市立旭プールほか6施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号。以下「公園条例」という。）第16条の2第3項及び第4項、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号。以下「体育館条例」という。）第9条第3項及び第4項並びに大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」という。）第8条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、公園条例第16条の2第5項、体育館条例第9条第5項及びプール条例第8条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 旭プール・旭児童プールの利用料金

区分			利用料金
専用使用	会費又は入場料を徴収しない場合	午前	38,400円
		午後	75,600円
	会費又は入場料を徴収する場合		上記の2倍とする。
個人使用	65歳未満の者（就学前児童及び児童等を除く。）	1人1回	400円
	児童等及び65歳以上の者	1人1回	150円
備考			
1 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは正午から午後5時までをいう。			
2 「児童等」とは、小学校（これに準ずるものを含む。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。）の生徒をいう。			

2 スポーツセンターの利用料金

区 分				利用料金				
				午前 9 時 から正 午	正午か ら 午後 3 時	午後 3 時から 午後 6 時	午後 6 時から 午後 9 時	午前 9 時から 午後 9 時
東成 スポ ーツ セン ター	体 育 場	第 1 体 育場	全 面	2,800 円	3,900 円	3,900 円	5,000 円	15,600 円
			1 面	1,400 円	1,950 円	1,950 円	2,500 円	7,800 円
	第 2 体育場			1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
	多目的室				1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円
旭ス ポー ツセ ンタ ー	体 育 場	第 1 体育場		1,400 円	1,950 円	1,950 円	2,500 円	7,800 円
		第 2 体育場			1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円
	多目的室				1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円

備 考

1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）における利用料金は、本表の金額のそれぞれ2割増とする。

2 使用時間を超過して体育場を使用したときの利用料金の額は、超過した30分間（30分間未満切り上げ）につき上記に掲げる全日の利用料金の額に24分の1を乗じて得た額（日曜日、土曜日及び休日の場合は、これによ

って算出された額の2割増の金額。100円未満切捨て)とする。

3 屋内プールの利用料金

区 分			単 位	利用料金	
東 成 屋 内 プ ー ル	水泳場	専用使用	1回2時間	19,000円	
			超過時間 1時間までごとに	9,500円	
	個人 使用	16歳未満の者(以下「子ども」という。)及び65歳以上の者(以下「高齢者」という。)	1人1回	350円	
			回数券11回分	3,500円	
			1人1月	2,450円	
			その他の者	1人1回	700円
				回数券11回分	7,000円
				1人1月	4,900円
	トレーニング場	団体 使用	高齢者	1人1回	250円
			高等学校(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の生徒(高齢者を除く。)又は18歳未満の者(以下「高校生等」とい	1人1回	350円

			う。)			
			その他の者	1人1回	550円	
	その他の個人使用	高齢者		1人1回	300円	
				回数券11回分	3,000円	
				1人1月	3,000円	
			高校生等		1人1回	400円
					回数券11回分	4,000円
					1人1月	4,000円
			その他の者		1人1回	600円
					回数券11回分	6,000円
					1人1月	6,000円
水泳場及びトレーニング場のセット使用		高齢者			1人1回	500円
					回数券11回分	5,000円
					1人1月	4,250円
	高校生等			1人1回	850円	
				回数券11回分	8,500円	
				1人1月	7,000円	
	その他の者			1人1回	1,000円	
				回数券11回分	10,000円	

				1人1月	8,500円				
旭屋 内プ ール	水泳場	専用使用		1回2時間	27,000円				
				超過時間 1時間ま でごとに	13,500円				
			個人使 用	子ども及び高齢者	1人1回	500円			
		回数券11 回分			5,000円				
		1人1月			3,500円				
		その他の者		1人1回	1,000円				
				回数券11 回分	10,000円				
				1人1月	7,000円				
		トレー ニング 場		団体使 用		高齢者	1人1回	250円	
						高校生等	1人1回	350円	
その他の者	1人1回					550円			
その他 の個人 使用				高齢者		1人1回	300円		
						回数券11 回分	3,000円		
						1人1月	3,000円		
				高校生等				1人1回	400円
								回数券11 回分	4,000円
								1人1月	4,000円
								その他の者	1人1回

				回数券 11 回分	6,000円
				1人1月	6,000円
	水泳場及びトレーニング場のセット使用	高齢者	1人1回	600円	
			回数券 11 回分	6,000円	
			1人1月	5,000円	
		高校生等	1人1回	1,100円	
			回数券 11 回分	11,000円	
			1人1月	8,500円	
		その他の者	1人1回	1,200円	
			回数券 11 回分	12,000円	
			1人1月	10,000円	
城東屋内プール		水泳場	専用使用		1回2時間
	超過時間1時間までごとに				9,500円
	個人使用	子ども及び高齢者		1人1回	350円
				回数券 11 回分	3,500円
				1人1月	2,450円
		その他の者		1人1回	700円
				回数券 11	7,000円

				回分	
				1人1月	4,900円
トレーニング場	団体使用	高齢者	1人1回	250円	
		高校生等	1人1回	350円	
		その他の者	1人1回	550円	
	その他の個人使用	高齢者	1人1回	300円	
			回数券11回分	3,000円	
			1人1月	3,000円	
		高校生等	1人1回	400円	
			回数券11回分	4,000円	
			1人1月	4,000円	
		その他の者	1人1回	600円	
			回数券11回分	6,000円	
			1人1月	6,000円	
	水泳場及びトレーニング場のセット使用	高齢者	1人1回	500円	
			回数券11回分	5,000円	
1人1月			4,250円		
高校生等		1人1回	850円		
		回数券11回分	8,500円		
		1人1月	7,000円		
その他の者		1人1回	1,000円		

			回数券 11 回分	10,000円
			1人1月	8,500円

備考

1 この表において、「団体使用」とは、個人使用のうち責任者に引率された利用料金の額が同一である10人以上の者で構成された団体による使用をいう。

2 この表において、「水泳場及びトレーニング場のセット使用」とは、個人使用のうち、1の日に1のプールの水泳場及びトレーニング場（以下「水泳場等」という。）を各1回併せて使用するための使用券による使用並びに1の月に1のプールの水泳場等を併せて使用するための定期券による使用をいう。

3 土曜日、日曜日及び休日における水泳場の専用使用に係る利用料金は、この表に定める金額の2割増とする。

4 この表に掲げるプールの施設の使用許可を受けた者が、入場料の類を徴収する場合における水泳場の専用使用に係る利用料金は、この表に定める金額（土曜日、日曜日及び休日にあつては、前項の規定により2割増した金額）の3倍に相当する額とする。

5 この表にかかわらず、水泳場を30人以上の団体で使用する場合における当該各施設の個人使用に係る利用料金は、次の各号に掲げる団体の区分に応じた額とする。

- (1) 30人以上50人未満の団体 利用料金の9割に相当する額
- (2) 50人以上100人未満の団体 利用料金の8割に相当する額
- (3) 100人以上の団体 利用料金の7割に相当する額

4 実施年月日

令和6年4月1日から

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)